

## 第5回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

### 会 議 概 要

#### 【 日 時 】

令和5年1月24日（火） 17時30分～19時25分

#### 【 場 所 】

江東区防災センター4階 災害対策本部室

#### 【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長  
副委員長 教育長  
委 員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、  
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長  
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

#### 【 議 題 】

- 1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組について
- 2 防止策の検討について
- 3 その他

#### 【 資 料 】

資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組  
資料2 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）  
（別紙1）江東区希望型指名競争入札実施要綱  
（別紙2）江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準  
（別紙3）江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準の運用基準  
（別紙4）江東区指名業者選定委員会設置要綱  
（別紙5）江東区が発注する契約に係る入札予定価格の公表取扱要綱  
（別紙6）談合情報対応マニュアル  
（別紙7）令和5年度 公務員倫理研修（不祥事防止）実施について

(別紙 8 - 1) 一定の公職にある者等からの不正な働きかけに関する取扱  
規程 (案)

(別紙 8 - 2) 一定の公職にある者等 (区議会議員など) からの不正な働き  
かけに関する取扱いについて

(別紙 9 - 1) 利害関係者との接触に関する指針 (案)

(別紙 9 - 2) 利害関係者 (事業者など) との接触に関する取扱いについて

---

---

## 議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第 5 回の委員会を開会する。
  - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

### 【 議題 1 】 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組について

- 事務局
- (資料 1 に沿って説明)
- ・資料 1 は、これまでの本委員会における取組状況の全体の概要を、1 枚のペーパーにまとめたもの。
  - ・「1 現状の把握」は、事件の概要や管理職アンケートの実施結果、「2 課題の整理」では、現行の業務委託契約における課題やアンケート結果を踏まえ、「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」の 3 つの視点から課題を整理。「3 再発防止に向けた取組」では、3 つの視点に基づく、今後取り組んでいく内容を記載。
  - ・今後、本資料を議会や職員向けの説明に活用。
- 外部有識者
- ・「3 再発防止に向けた取組」の 3 つの視点は、優先順位なくすべてが重要だと思っているが、この資料では、「契約制度の見直し」の記載スペースが他の 2 つの視点より大きくなっており、他の 2 つが軽んじられている印象を受ける。資料から受けるイメージも大事であるため、見せ方に工夫が必要。
  - ・「職員の倫理向上」では、集合型研修における不祥事防止に向けた職員の意識改革がまず重要であり、そのあと e-ラーニングに

よる知識維持という順番ではないか。現状の記載方法ではインパクトに欠け、意識改革面が伝わりにくい。資料においては記載の順番やコメントの有無なども大事であり、説明が不足している印象。実際に行おうとしていることがきちんと伝わるよう記載する方が良い。

委員長代理 ・資料1については、委員や外部有識者だけでなく、区民や職員にとって分かりやすく記載することが必要。内容を精査願う。

事務局 ・資料の見せ方は非常に重要な観点。現在は箇条書きとしている部分を、優先順位を考えつつ修正したり、「契約制度の見直し」と他の視点がバランスよく均等となるよう工夫し、あらためて委員と外部有識者の先生方に見ていただく。

## 【 議題2 】防止策の検討について

委員長代理 ・資料2「江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）」について、まず、冒頭から「7 各検討項目の現状と課題」までを、事務局から説明願う。

事務局 (資料2・1～9ページに沿って説明)

- ・報告書には事件発覚から委員会の立ち上げの経過、検討結果等を記載。3月末の完成を目途に執筆を進めており、途中経過という形ではあるが、現時点での案を本日は説明。
- ・「1 はじめに」は作成中、「3 事件の概要」については、裁判が終結していないため事件の全容が判明していないが、把握できる範囲で記載を行う予定。
- ・「4 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置」には本委員会の設置目的や検討事項を、「5 委員会の開催状況」には第1回からこれまでの開催状況を記載し、今後も委員会開催ごとに更新。
- ・「7 各検討項目の現状と課題」は、「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」の3つの視点から、それぞれの現状と課題を記載。

委員長代理 ・次に、資料2の「8 契約にかかる不正行為等防止策」のうち、

「(1) 契約制度の見直し」について、前回の委員会後に作業を進めてきた内容も合わせて説明願う。

- 事務局 (資料2・10～12ページ、別紙1～6に沿って説明)
- ・契約制度の見直しについては、前回の委員会で検討をほぼ完了したため、課題検討シートの見直し内容や委員会の質疑等を含め、防止策を記載。
  - ・別紙1～6は検討結果を踏まえて新たに策定した要綱・基準等。
  - ・防止策として導入することとした令和5年度準備契約の希望型指名競争入札の公募を、本日1月24日からホームページで公表。
- 委員長代理
- ・本日希望型指名競争入札案件を公表したとのことだが、制度が変わったことで、業者から問い合わせや苦情が入っているか。
- 事務局
- ・問い合わせは本日数件程度で、資格要件など、制度の内容に関する確認が多くなっている。苦情は特になし。
- 外部有識者
- ・今回の公募から予定価格の公表を行っているが、予定価格はどのように決定しているのか。
- 事務局
- ・所管課が予算要求の際に、複数者から見積を徴取し、予算額が決定。原則として予算の範囲内で所管課が設計した支出負担行為伺額を参考に、経理課において予定価格を決定。
- 外部有識者
- ・見積はどの事業者から徴取するのか。また、見積を徴取した事業者を入札に参加させることは可能なのか。
- 事務局
- ・見積の徴取先は経理課から特に指定していない。見積を徴取した事業者を指名することは可能。
- 外部有識者
- ・希望型指名競争入札に移行するにあたって、業者への周知はどの程度行ったのか。
- 事務局
- ・ホームページへの掲載・経理課窓口への掲出に加えて、対象の営業種目に登録している全区内事業者あて、制度の変更と公募ス

ケジュールを郵送で周知。

- 外部有識者
- ・要綱や基準の決定日がそれぞれ1日ずつ異なっているのはなぜか。
- 事務局
- ・要綱や基準同士で他の条文等を引用している部分があるため、例規の担当部署へ相談の上、順番に日付をずらして決定。
- 委員長代理
- ・今回の希望型指名競争入札の導入等は、区として初めての試みであるため、実施した結果や生じた課題を、公表して差し支えない範囲で次回の委員会において報告願う。
- 委員長代理
- ・次に、資料2の「8 契約にかかる不正行為等防止策」のうち、「(2) 職員の倫理向上」について説明願う。
- 事務局
- (資料2・12～13ページ、別紙7に沿って説明)
- ・別紙7には集合研修の今後の方向性を記載。意識改革と職場づくりに重きをおいて実施し、不祥事事例に共通する発生要因を明らかにして予防策・対応策を身につけるとともに、各々の職場に適合したマニュアル(仕組みづくり)を作成する内容を想定。
- 外部有識者
- ・各自の職場のマニュアルについては、研修の中で作成を行うという考えか。
- 事務局
- ・研修でマニュアルの作成方法を習得した後、各職場において管理職が中心となってマニュアルを作成するという流れを想定。
- 委員長代理
- ・次に、資料2の「8 契約にかかる不正行為等防止策」のうち、「(3) 議員・利害関係者との関わり方」について説明願うが、事務局が作成した規程等に対して、外部有識者の先生方や委員から、ぜひ色々と意見をいただきたい。
- 事務局
- (資料2・13ページ、別紙8-1・2、9-1・2に沿って説明)
- <一定の公職等にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程の策定>
- ・区議会議員などとの関わり方について、前回の委員会で概要(案)

を示したものを別紙８－１の規程として整理。説明用の資料として別紙８－２を作成。

- ・別紙８－２「６ 相手方への回答」において、不正な働きかけを行った相手への回答は文書または口頭で行うと記載したが、その場で明確に拒否するような場合は口頭での回答となるものの、それ以外は前回の委員会でも指摘があったとおり、文書での回答が基本。また、「７ 記録票の保管・公表」は、記録票の保存年限を前回は５年間としていたが、前回の指摘を受けて１０年間に変更。

<利害関係者との接触に関する指針の策定>

- ・事業者などと区の間で行われる各種業務にあたり、区民からの信頼を損ねることのないよう、職員の行動指針案を別紙９－１のように策定し、本日初めて提示。別紙９－２は説明用の資料。
- ・別紙９－２「２ 利害関係者」のうち、許認可や補助金交付、入札の業務に利害関係のある者には、申請・申込をしている者や、申請・申込をしようとしている者を含む。「３ 禁止行為」のうち、「無償でサービスの提供を受ける」とは、タクシーに乗せてもらうといった場合を想定。また、いかなる場合も３の行為を禁止してしまうと業務に支障の出てくるケースもあるため、「４ 禁止行為の例外Ⅰ」「５ 禁止行為の例外Ⅱ」を規定。「６ 上司の承認」を求める場合は、囲みに記載した「区民から疑惑をもたれないか」「社会通念上相当か」に加え、「職務に関連するか」もポイント。
- ・この指針は、国家公務員の規程やさまざまな他自治体の指針を参考にしながら作成しているが、本区としては初めて明文化するため、色々と意見をいただきたい。

外部有識者 ・規程・指針（別紙８－１、９－１）だけでなく、それぞれ説明の資料（別紙８－２、９－２）を作成してもらったので、大変理解がしやすかった。

副委員長 ・同じく、説明資料として別紙８－２、９－２を整理したのは良いと思うが、整理の仕方はもう一度見直すべき。例えばそれぞれ最初に「１ 目的」とあるが、ここには整理を行った目的を記載すべき。他の項目は詳しい解説を行うために設けられているが、「１ 目的」は他とはレベル感が異なる。

- 外部有識者 ・別紙８－２（一定の公職等にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱い）の「３ 不正な働きかけとは」において、「職務上知りえた秘密」は、どのように規定するのか。
- 事務局 ・今回の事件のきっかけとなった、入札に関する秘密事項や、税の滞納・生活保護受給といった個人情報など、公務員としての守秘義務があると日ごろ認識しているような内容が該当。
- 外部有識者 ・抽象的にはそうなのかもしれないが、それぞれの部署が、業務内容の中で、何が秘密で何がそうでないのか、きちんと分けておく必要があるのではないか。
- 外部有識者 ・民間で契約書を作成する際も、秘密情報とは何かが常に問題となるなど、秘密事項の絞り込みは極めて重要。マニュアル作成の際には、何が秘密かということを、部署ごとに明確にしておくべき。
- 事務局 ・総務部において全所管の秘密情報を網羅的に把握することは困難だが、各所管で秘密の範囲を整理することは必要。先ほど「職員の倫理向上」で説明した職員の集合研修において、自職場に適合したマニュアルづくりを想定しているため、秘密情報の確認もその中に盛り込むよう誘導。
- 委員 ・別紙８－２「４ 不当要求とは」について、過去には特定の団体からの不当要求があり、本区も「不当要求マニュアル」を整備しているが、議員など一定の公職にある者等から不当要求を受けることは極めて稀。暴力行為や恫喝といった行為は、すぐに警察への通報や退去命令を行うべきもので、規程に不当要求を盛り込む必要までは無いのでは。
- 事務局 ・職員より立場の強い議員から、かなり強い調子で意見されたり、面会を断れなかったりということは可能性として無いとはいえない。また、SNSで誹謗や中傷が行われるケースも想定。不当要求の規定は残したいが、確かに暴力行為・長時間の居座りといった行為はほとんど無いと思われるため、該当する行為につい

ては、今後精査。

- ・報道などによれば、国会議員や地方自治体議員が職員に対する暴力行為や恫喝で検挙されるケースが少ないとはいえ存在。こうした事実を受け、国や他自治体の規程に、不当要求が盛り込まれているものとする。本区ではなかなか想像し難い状況ではあるが、全国的な実態を踏まえて不当要求についても規定。

- 外部有識者
- ・別紙８－２「５ 不正な働きかけを受けたとき」に関連して、規程（別紙８－１）の第３条、職員の責務及び対応の第８項に、不正な働きかけ等に該当する要求があっても、適切な対応を行っていないものと思われるときは、総務部長に通報することができる」とあるが、誰が何を報告するのかが若干明確でない。不当な働きかけを受けた職員が上司に相談したが、上司が総務部長に報告してくれない場合に、通報を行えるという趣旨か。

- 事務局
- ・パターンはいくつかあるが、質問のように、相談を受けた上司が総務部長に報告しない場合は、相談をした職員本人のほか、それを見ていた他の職員も通報が可能。そのほか、不正な働きかけを受けていても上司へ相談しない職員がいた場合、周りの職員が、総務部長に通報できるといったケースも想定。

- 外部有識者
- ・条文がややこしくなってしまうかもしれないが、今の回答のようなことが明確に書かれるとよい。

- 副委員長
- ・「５ 不正な働きかけを受けたとき」は非常に重要な内容であるものの、資料ではレベル感や流れがうまく整理できていない。上から矢印で流れが記載されているが、本来はフローチャートにすべきであり、こうであれば右、こうであれば左といった風に記載すれば、もっと分かりやすくなる。
  - ・若い職員にとっては、判断すること自体が難しいのでは。例えば「不正な働きかけ等と思われる場合」とあるが、これもすでに判断を行っているということ。判断をしたうえで、内容を記録し、開示される可能性がある」と議員等に伝えるというのは、非常にハードルが高い。一度回答せずに持ち帰って、上司に相談するという流れでなければ、組織的な対応とならない。明確にするという趣旨でこの資料を作成するのであれば、フローチャートを



しっかりと整備しないと、職員は動きづらい。

- 委員長代理
- ・いまの副委員長の意見は、職員からも同様の反応が想定される。すべてのパターンを網羅することは困難だが、分かりやすく、誤解の生じないようにフローチャートの整理を願う。
- 委員
- ・「6 相手方への回答」について、明確には回答をしないというケースも実際にはあると考えるが、あえて「書面または口頭で行う」と規定した理由は。
- 事務局
- ・回答をしないという対応の仕方もあるとは思いますが、何回も同じことを繰り返される可能性を踏まえると、当該行為が不正な働きかけ等に該当することを書面や口頭で、明確に伝えたした方がよいと考えたため。
- 外部有識者
- ・働きかけと回答の方法には、メールもあるのでは。
- 事務局
- ・メールも可能性としてはあるが、恐らく稀なケース。
- 外部有識者
- ・別紙9-2（利害関係者との接触に関する取扱い）の「1 目的」は、主語を明確にするため、「区の職員が、利害関係者と接触する際に、その行為が職務遂行の公正に対する区民の信頼を損ねるおそれのある行為であるか否かを判断する際の拠り所とするため」と改めてはどうか。
- 外部有識者
- ・別紙9-2「2 利害関係者」について、行政指導を受ける団体とは、どのようなものが当てはまるのか。町会などが対象か。
- 事務局
- ・行政指導が最も多い部署は保健所。そのほか、マンションを建築する際の事業者への指導などを想定。町会・自治会などは、指導というより補助金等交付で区との利害関係が発生。
  - ・行政指導を文言の中に入れたのは、本来ならきちんと指導を行うべきところを、指導を回避するよう要請される可能性があるなど、利害関係が存在するため。
- 委員
- ・別紙9-2「3 禁止行為」の列挙が多岐にわたっており、色々

な人との会食の機会がある中で、相手が利害関係者かそうでないかという判断は非常に難しい。税・保険料の賦課や業務委託などまで含めると、ほとんどの区民が利害関係者に該当してしまうなど、慎重に検討が必要。

- 委員
- ・「3 禁止行為」のうち、供応接待などはどのような団体が相手でも控えるべきと考えるが、利害関係者の対象がかなり広いので、友人・知人が区の契約の受注者ということも出てくる。こうした場合も一切会食ができないというのは、厳しすぎる印象。職員が従事している職務や権限とは関係ない限りにおいては、会食などをしても、これまで問題とはされていなかったはずであり、そうした点が上手く書き表されるとよい。
- 事務局
- ・個人的友人関係等で、職務に関係ない場合については、「5 禁止行為の例外 II」に記載しており、他の自治体も同様の規定あり。どこからが許容されて、どこからか駄目かといった線引きは非常に困難だが、条文に定めるとこのような記載となる。
- 外部有識者
- ・「3 禁止行為」について、職員が区民の方と接するときにあれもこれも駄目となってしまうと、良好な関係が築きにくくなるという懸念は理解できる。しかし、収賄や汚職は、金銭や物的サービスを含む利益の供与を受けることが問題。担当職務と関係ない行為は禁止する必要はないというのはもっともだが、刑法においては、その職務に関して利益供与を受けた場合に収賄罪に該当すると定められており、「その職務」は、現在担当している職務に加え、将来担当する可能性のある職務も含むと判例では解釈。担当職務だけに絞ってしまうのは、狭いということになる。
- 外部有識者
- ・別紙9-2「4 禁止行為の例外 I」において、地域活動団体の定義が非常に曖昧で、判断が困難。こうした団体の方々が利害関係者にどの段階で該当するか分からず、この方達だけ会食等の付き合いが可能であるというのは、結果として差別にも繋がりがねない。「5 禁止行為の例外 II」でカバーできるのであれば、「禁止行為の例外 I」は思い切って無くしてもよいのでは。
- 副委員長
- ・別紙9-2「禁止行為の例外」も、職場によって異なると考えら

れるため、各課において整理し、具体的な事例を明文化しておくべき。

- 委員
- ・ 利害関係者との接触に関する指針は、今回初めて案が示されたものであるが、今回の事件とこの指針との関係性が上手く理解できない。今回の事件で区の職員は賄賂を受け取っておらず、議員からの圧力により、やむなく秘密を漏らしてしまったということである。こうした状況下で、この指針を策定することには違和感があり、唐突に出てきたという印象。
  - ・ 指針の内容も、禁止行為を挙げて、反する行為を行ったときは懲戒処分、また、禁止行為を見た職員は通報を行うよう規定するなど、職員を信頼していない条文に受け取れる。今回の事件とは直接的な関係が無いにも関わらず、この指針を必要とする理由は。
- 事務局
- ・ 管理職アンケートでも、業者との関わりで情報提供を求められたり、威圧的な働きかけを受けたとの回答は、議員との関わりに比べて少なかったが、ゼロではない。また、今後、将来的に業者との関わりにおいて不祥事が起こる可能性も見据え、指針を策定。
  - ・ いままで明文化されていなかったものを明確にするということで、職員からのハレーションは予想されるが、他の自治体と比較しても決して厳しい内容のものではない。この事件を契機に、あった方がよいものとして事務局としては指針案を準備。
- 委員
- ・ 事務局の説明のとおりで、今回起こった汚職事件に対して、何に対応すればよいのかという中で出てきた課題のひとつが、職員倫理の向上。先の本委員会で、この事件が職員の倫理観の問題で起こったのかという議論もあったが、やはりこうした事件が起こった以上は、職員全体で、あらためて我々が課せられている義務がどのようなものなのかを整理しておく必要がある。
  - ・ 明文化することによって反響はあるかもしれないが、本来、これらは我々が理解しているべき内容を、文字に起こしただけで、利益供与を受けてはいけないというのは、当たり前の話。「3 禁止行為」に列記されている内容は、私としては疑義がない。例外もどこまで書き込めるかという問題はあるが、その前提となる判断基準は、区民から疑念を抱かれないということ。

- ・受け止め方が人によって異なってしまうと、指針の意味がなくなってしまうため、外部有識者や委員の知恵を借りながら、整理を行っていくべき。

- 委員長代理
- ・報道などでは、利害関係者から自治体職員が賄賂を受け取った事件も実際に散見されており、様々なケースを想定した対応が必要。原則に従った形で指針を定め、例外をどのように整理していくのが課題。
  - ・一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱いと、利害関係者との接触に関する取扱いについては、あらためて事務局で整理を。また、外部有識者と委員の方々には、本日の議論に限らず、お気づきの点や意見等について、事務局へお寄せいただくようお願い。

- 委員長代理
- ・次に、資料2の「9 外部有識者からの意見」から巻末までについて、事務局から説明願う。

- 事務局
- (資料2・14～18ページに沿って説明)
- ・14ページから16ページにかけては、「9 外部有識者からの意見」を掲載予定のため、各外部有識者に執筆を依頼。
  - ・報告書の巻末には、管理職アンケートの調査結果や課題整理シート、各要綱や規程・指針、本委員会の議事概要などを掲載予定。

### 【 議題3 】 その他

- 委員長代理
- ・事務局から報告等があるか。

- 事務局
- ・次回の第6回委員会は3月8日に開催予定。報告書の完成に向けて検討を行う予定。

- 委員長代理
- ・以上で第5回の委員会を終了する。